

意見をお聞かせください

パブリックコメント募集

市では、政策などを企画立案する場合に、広く市民の皆さんからの意見を求めています。このたび、①合志市総合計画の第2期基本計画②合志市自治基本条例推進委員会条例③合志市中小企業等振興基本条例について原案をまとめましたので、市民の皆さんからの幅広い意見を募集します。

●募集内容

①合志市総合計画第2期基本計画(原案)について
合志市総合計画第1次基本構想(計画期間:平成20年度から平成27年度までの8年間)の中に定める第2期基本計画(計画期間:平成23年度から平成27年度までの5年間)を策定します。この第2期基本計画では各事業における5年間の目標などを掲げていますので、それらに対する意見を募集します。

②合志市自治基本条例推進委員会条例(原案)について
合志市自治基本条例では、条例の運用状況の確認や参画および協働によるまちづくりに関する事項について調査・審議することを目的として「合志市自治基本条例推進委員会」設置する規定があります。この推進委員会を設置するための条例に対する意見を募集します。

●応募資格

- 次のいずれかに該当する人
- ア 本市に居住する人
 - イ 本市に通勤、または通学する人
 - ウ 本市で事業を営み、または活動する人

●提出方法

直接持参、郵送、ファクシミリ、Eメールにより文書で企画課まで提出してください。西合志庁舎総合窓口、泉ヶ丘支所、須屋支所を通じて提出できます。書式に定めはありませんが、住所、氏名、電話番号の記入をお願いします。

●原案の入手方法

市ホームページ、合志庁舎・西合志庁舎の情報公開コーナー、泉ヶ丘支所、須屋支所、企画課(合志庁舎2階)

●提出期限

7月30日(金)

問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813 FAX 248-1196
〒861-1195 合志市竹迫2140番地 Eメール kikaku@city.koshi.lg.jp

●募集内容

③合志市中小企業等振興基本条例(原案)について
市内の中小企業等の振興を図り、活力ある地域社会の実現を目指すことを目的に、その基本理念を定め、経営基盤の強化および持続的な発展を促進するための条例に対する意見を募集しています。

●原案の入手方法

市ホームページ、合志・西合志庁舎情報公開コーナー、泉ヶ丘支所、須屋支所、商工振興課(合志庁舎2階)

●提出方法

直接持参、郵送、ファクシミリ、Eメールにより文書で商工振興課まで提出してください。西合志庁舎総合窓口、泉ヶ丘支所・須屋支所を通じて提出できます。書式に定めはありませんが、住所、氏名、電話番号の記入をお願いします。

●応募資格

- 次のいずれかに該当する人
- ア 本市に居住する人
 - イ 本市に通勤、または通学する人
 - ウ 本市で事業を営み、または活動する人

●提出期限

7月23日(金)

問い合わせ先 商工振興課 商工・企業誘致班(合志庁舎) ☎248-1115 FAX 248-1196
〒861-1195 合志市竹迫2140番地 Eメール syokou@city.koshi.lg.jp

「市民が主役、みんなで進めるまちづくりのルール」 合志市自治基本条例

学習シリーズ NO.3

前回の広報6月号では、条例での『市民の責務と権利』についてお知らせしました。
今回は、『市議会の役割と責務』について考えてみましょう。

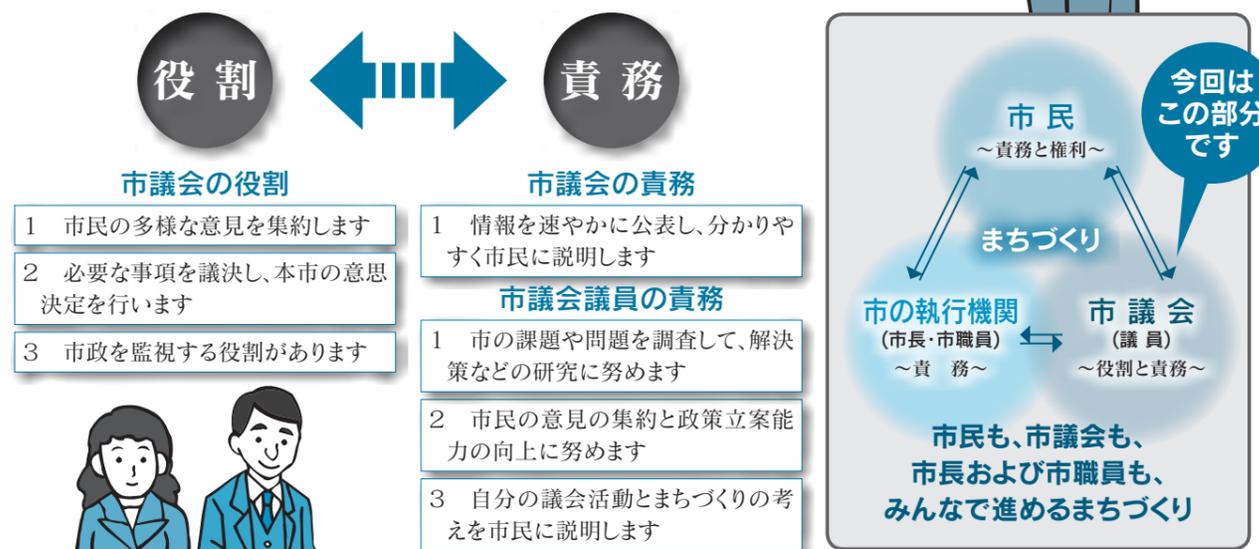
【合志市自治基本条例の内容】

- 前文 総則
- 第1章 市民の責務及び権利
- 第2章 市議会の役割及び責務
- 第3章 市の執行機関の責務
- 第4章 市政の運営
- 第5章 参画及び協働によるまちづくり
- 第6章 国及び他の地方公共団体等との連携
- 第7章

第8条 市議会の役割
第9条 市議会の責務
第10条 市議会議員の責務



まちづくりのために市議会の役割と責務を明らかにしています



《詳しい条文は次のとおりです》

(市議会の役割)

●第8条 市議会は、市民の多様な意見を集約し、その意思をまちづくりに適正に反映させるための本市の最高議決機関として、必要な条例の制定や改正等を行い、基本的な事項を議決し、本市の意思を決定するとともに、市の執行機関が行う業務を監視する役割を有します。

(市議会の責務)

●第9条 市議会は、前条の役割を果たすとともに、情報を速やかに公開し、分かりやすく市民に説明することで、開かれた議会運営に努めます。

(市議会議員の責務)

●第10条 市議会議員は、市民の代表として、市民の信託にこたえてこの条例を遵守するとともに、常にまちの課題及び問題点並びにその解決策等の調査及び研究に努め、将来にわたる市民全体の利益のために活動します。

2 市議会議員は、市民の意見を集約するよう努めるとともに、将来にわたる市民全体の利益につながる政策の立案能力の向上に努めます。

3 市議会議員は、自らの議会活動とまちづくりに関する考えを明らかにし、市民へ分かりやすく説明します。

合志市自治基本条例の全体は、庁舎の情報公開コーナーや市ホームページで見ることができます。

問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813